

家庭ごみ戸別収集・有料化

臨時コールセンター 開設中 ☎042(503)0053

16日(土)～30日(土) 午前8時～午後5時(いずれも土曜・日曜日、祝日を含む)

「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は指定収集袋で「なごみ」は指定収集袋で

家庭からの「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は、立川市の指定収集袋で出してください。

●指定収集袋の氏名等記入欄は記入してなくても収集します
この欄は、集合住宅などにお住まいで、共同の集積所を使う方が一定のルールを決めてごみを出す際に活用していただくことを想定しています。

●次の品目は従来と変わらず、無料で収集します
▽プラスチック▽ペットボトル▽新聞・折り込みチラシ▽段ボール・茶色紙▽雑誌・本・雑がみ▽古布・牛乳等紙パック▽せん定枝▽びん・缶▽有害ごみ

また、おむつ、落ち葉・雑草は、分別すれば無料で収集します。透明または半透明の袋に入ります。変更後(11月1日から)排出量にかかわらず、1キログラムにつき8円(※有害ごみ、資源ごみは無料。おむつ、落ち葉・雑草を分別して持ち込む場合は無料)

「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は指定収集袋で「なごみ」は指定収集袋で

収集曜日が変わります

家庭ごみの収集は、11月1日(金)から収集地区を4つに分けて行っています。収集地区変更に伴い、収集曜日が変わっています。

ごみや資源は各収集日の朝8時までに届けてください。なお、戸別収集に伴い、収集時間帯が従来と異なることもあります。

家庭ごみの持込手数料を変更

清掃工場や総合リサイクルセンターに家庭から出たごみや資源を持ち込む際の処理手数料を次の通り変更しました。

●変更後(11月1日から) 排出量にかかわらず、1キログラムにつき8円(※有害ごみ、資源ごみは無料。おむつ、落ち葉・雑草を分別して持ち込む場合は無料)

廃止された集積所にはごみを出さないで

戸別収集の実施に伴い、既存の集積所は廃止されます(集合住宅を除く)。廃止された集積所には、「集積所廃止のお知らせ」を看板の上に掲示しています。

戸建て住宅にお住まいの方は自宅敷地内の決められた場所に集合住宅にお住まいの方は専用の集積所に、それぞれ収集日の朝8時までに届けてください。

なお、廃止された集積所の看板は12月以降、撤去します。

ごみに関する記事のお問い合わせは、臨時コールセンター ☎(503)0053へ

「特定健診」受診の呼びかけを実施中

市は、市国民健康保険に加入している40歳以上の方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施しています。受診期間は平成26年3月31日まで。土曜日に受診可能な実施機関は57か所、日曜日は1か所あります。

対象となる方のうち、40歳～59歳の方で今年度の受診を確認できない方に、10月末から民間事業者を通じて、はがき、電話または居宅訪問で受診の呼びかけを行っています。ご自身の健康維持のため、早期受診をお願いします。

●保険年金課業務係・内線1390

小規模集合住宅から排出されたごみの分別調査を実施中

市は、ごみ減量に向け、分別徹底のためのさまざまな取り組みを行っています。その一つとして、小規模集合住宅(おおむね50世帯以内)を対象にごみの分別調査を実施しています。

この調査は、建物の所有者や管理会社の協力を得て、ごみの分別状況を調査し、排出者へ啓発を行うものです。正しい分別にご協力をお願いします。

●ごみ対策課 ☎(531)5518

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を郵送

11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(9月30日までの納付分)が郵送されます。

国民年金保険料は、所得税や住民税の社会保険料控除の対象です。年末調整や確定申告などには、この証明書と10月1日以降に年金保険料を納付した領収証書が必要となりますので、大切に保管してください。

なお、10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方へは、平成26年2月上旬に控除証明書が郵送されます。

●日本年金機構・控除証明書専用ダイヤル ☎0570(070)117(平成26年3月15日まで) IP電話等の方は ☎03(6700)1130、市保除年金課国民年金係・内線1394

新たに創業する方向け創業補助金説明会

経済産業省による第3回創業補助金(地域需要創造型等起業・創業促進事業補助金)の説明会を開催します。この事業は女性や若者の地域での創業や第二創業を行う方に対して、その創業等に要する経費の一部を補助するものです。主催はたちかわ創業応援プロジェクト(構成団体)立川市、立川商工会議所、多摩信用金庫、日本政策金融公庫、市民活動センターたちかわ)。

●多摩信用金庫 ☎(526)7766
●市産業振興課・内線2644

年末調整等説明会

立川税務署は、給与の支払い者を対象に平成25年分年末調整の説明会を開催します。会場では、源泉所得税関係、法定調書関係用紙のほか、給与支払報告書などの地方税関係書類も配布します。直接会場へ11月20日(水)午後1時30分～3時30分

●多摩社会教育会館(錦町6-3-1)
●立川税務署源泉所得税担当 ☎(523)1181

11月は児童虐待防止推進月間



さしのべた その手がこどもの 命綱

市は、子どもに関係する団体や学校・保育園などと連携して子どもと家庭を支える「子ども支援ネットワーク」を設置し、虐待防止の活動を進めています。この活動により、多くの虐待相談や通告が、子ども家庭支援センターに寄せられています。

●児童虐待の予防と早期発見にご協力を

虐待の予防には、子育て家庭の孤立を防ぐことが大切です。妊婦や子育て中の親に対して、近隣からのちょっとした声掛けがあるだけでも、不安は和らぎ、孤立の防止につながります。また、「虐待かな?」と思ったら、子ども家庭支援センターオレンジリボンダイヤルが児童相談所に伝えてください。あなたの一言が、子どもの命を救うきっかけになります。

●月曜～土曜日の午前9時～午後5時=子ども家庭支援センターオレンジリボンダイヤル ☎(528)4338
●月曜～金曜日の午前9時～午後5時=立川児童相談所 ☎(523)1321
●月曜～金曜日の夜間と土曜・日曜日、祝日の緊急時=東京都児童相談センター ☎03(5937)2330

虐待かな?と思ったらオレンジリボンダイヤルへ

虐待通告専用電話

☎(528)4338

